



中部電力

みなさまへ

# 浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置計画について 国の認可をいただきましたので、お知らせいたします。

当社は、11月18日、浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置期間全体にわたる基本方針や、第1段階である「解体工事準備期間」中に実施する内容についてとりまとめた廃止措置計画について、経済産業大臣から認可をいただきました。今後は、認可された計画に基づき、安全確保を最優先に作業を進めてまいります。

## 安全に廃止措置を行うために（基本方針）

- ◆ 廃止措置期間中の安全確保に必要な施設は、運転中と同様に点検や検査を行い、機能や性能を維持します。
- ◆ 周辺環境への放射性物質の漏えいや拡散を防止し、周辺環境に影響を及ぼすことがないようにします。
- ◆ 放射性物質の除去や減衰により放射能の低減を図るとともに、放射線防護の基本（遮へい・距離・時間）に沿った工法、手順などに基づいて作業を進めます。

## 技術と経験を活かし、まずは第1段階から

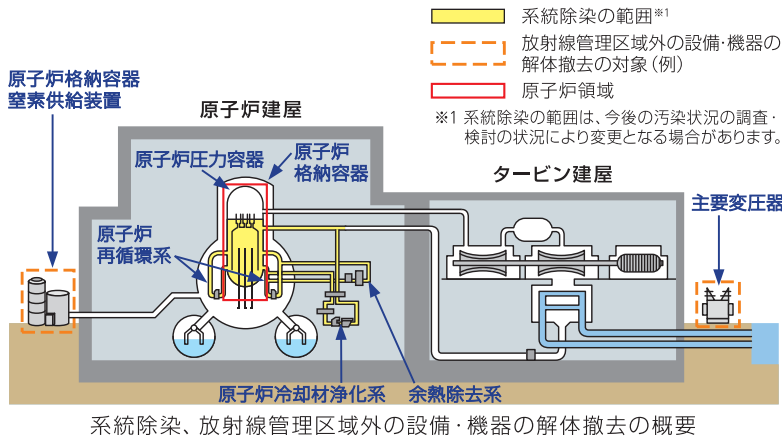
定期検査中の改造工事などでこれまで培ってきた放射性物質の除去や設備の撤去などの技術と経験を活かし、廃止措置の第1段階では次の作業を進めてまいります。

① 燃料の搬出  
1、2号機から、すべての使用済燃料と新燃料を搬出します。

② 汚染状況の調査・検討  
放射性物質による施設内の汚染状況を調査し、設備・機器の解体方法や時期の検討などを行います。

③ 系統除染  
作業従事者が受ける放射線量の低減などを目的として、機器内の放射性物質を、薬品などを使用して除去します。

④ 放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去  
放射線管理区域外にある不用となった設備・機器は、順次、解体撤去します。



解体する主要変圧器（1号機の例）



使用済燃料の搬出

### ■ 廃止措置の全体計画

1、2号機の廃止措置は、全期間を第1段階から第4段階に区分し平成40年代後半まで約30年間にわたって実施します。放射性廃棄物が発生する設備の解体は、第2段階以降に行います。

平成21年度～26年度	平成27年度～34年度	平成35年度～41年度	平成42年度～48年度
第1段階 解体工事準備期間	第2段階 原子炉領域周辺設備*2 解体撤去期間	第3段階 原子炉領域 解体撤去期間	第4段階 建屋等解体撤去期間
① 燃料の搬出	*2 原子炉領域周辺設備とは、タービン建屋内の設備など（原子炉領域以外の設備）です。 *3 安全貯蔵とは、原子炉領域の放射能の減衰を待つ期間です。 *4 運転中からすでに貯蔵している紙や布、ビニールなどや、系統除染に伴い発生する廃液などの放射性廃棄物は、第1段階から適切に処理処分を行います。		
② 汚染状況の調査・検討			
③ 系統除染			
安全貯蔵*3	原子炉領域周辺設備解体撤去	原子炉領域解体撤去	建屋等解体撤去
放射性廃棄物の処理処分（運転中廃棄物または解体廃棄物）*4			
④ 放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去			

第2段階以降については、第1段階での調査・評価結果に基づき詳細計画を策定し、廃止措置計画の変更認可を受けた上で実施する予定です。

当社は、今後とも地域のみなさまに信頼していただける原子力発電所を目指し、「安全最優先」と「情報公開の徹底」に努めてまいります。これまでと同様、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



■ 浜岡原子力発電所

## 中部電力株式会社

浜岡地域事務所 総括・広報グループ  
〒437-1695 静岡県御前崎市佐倉5561  
TEL:0537-85-2460 9:00～17:00 土日・祝日除く

静岡支店 広報グループ  
〒420-8733 静岡県静岡市葵区本通二丁目4-1  
TEL:054-273-9004 9:00～17:00 土日・祝日除く

浜岡1、2号機廃止措置の状況をはじめ、原子力発電に関する情報につきましては、ホームページでもお知らせしております。

<http://www.chuden.co.jp>